

公表資料 1

香取市佐原文化会館舞台・音響・照明操作業務

事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

香取市教育委員会 生涯学習課

香取市佐原文化会館舞台・音響・照明操作業務選定公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務を円滑かつ効率的に履行して質の高い市民サービスを提供するため、最新の知識及び豊富な経験を有する複数の事業者から提案を受け、契約の優先交渉者を選定するもの。

2. 業務概要

(1) 名称

香取市佐原文化会館舞台・音響・照明操作業務

(2) 履行期間

令和5年10月1日から令和8年6月30日まで

(3) 場所

香取市佐原文化会館

(千葉県香取市佐原イ211)

(4) 見積上限額

22,624,800円(消費税及び地方消費税を含む)

(内訳 令和5年度 3,906,100円

令和6年度 7,860,600円

令和7年度 7,860,600円

令和8年度 2,997,500円)

※金額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%として算出すること。なお、発注期間中に税率の変更があった場合は市と協議のうえ調整を行う。

※各年度の上限額を超えないこと。

3. 仕様

香取市佐原文化会館舞台・音響・照明操作業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

4. スケジュール(予定)

公募開始	令和5年8月10日(木)から
質問の受付期間	令和5年8月18日(金)午後5時まで
質問の回答	令和5年8月25日(金)
参加表明受付	令和5年8月31日(木)午後5時まで
提案書類提出	令和5年9月8日(金)午後5時まで
提案審査会(プレゼンテーション)	令和5年9月20日(水)
審査結果通知	令和5年9月下旬

契約書締結

令和5年10月1日（予定）

5. 参加資格

提案審査会に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年以内に、類似業務の実績がある者であること。
- (2) 令和4・5年度香取市入札参加資格者名簿の委託（大分類が「広告・催事」、中分類が「音響・照明操作」）に登録されている県内業者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置を本業務の公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (5) 香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を本業務の公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (6) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない法人であること。
- (7) 納税義務のある税を滞納していない者であること。

6. 参加表明

提案審査会に参加しようとする者（以下「応募者」という）は、次の方法により参加表明を行うこと。

- (1) 参加表明期限

令和5年8月31日（木）午後5時まで

- (2) 参加表明方法

参加表明書（様式1）を香取市教育委員会生涯学習課佐原文化会館に予め電話連絡のうえ、持参又は郵送すること。（提出期限必着、配達記録が残るものに限る。）

7. 質問書の提出

本要領及び仕様書に質問がある場合は、質問書(様式8)を次のとおり提出すること。なお、指定した受付期間、提出方法によらない質問は一切受付しない。

(1) 質問期限

令和5年8月18日(金)午後5時まで

(2) 質問方法

ア. 事務局のメールアドレスへ「香取市佐原文化会館舞台・音響・照明操作業務に係る質問書(企業名)」とするメールへの添付により提出すること。

送信先：香取市教育委員会生涯学習課佐原文化会館(17参照)

イ. 電子メールの送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

ウ. 質問は、各社1回限りとする。

エ. 質問は、原則として本要領及び仕様書に関する内容に限る。

ただし、質問が審査の公平性の維持を目的とする場合など、本市が必要と判断する場合は上記以外の質問にも回答を行う。

(3) 回答日

令和5年8月25日(金)

(4) 回答方法

香取市ホームページに公表

8. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9. 提案書類の提出

応募者は、次の方法により提案書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月8日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

(3) に示す全ての書類を香取市教育委員会生涯学習課佐原文化会館に予め電話連絡のうえ、持参又は郵送すること。(提出期限必着、配達記録が残るものに限る。)

(3) 提出書類

- 様式2 提案書…(5) 参照
- 様式3 会社概要
- 様式4 業務実績及び手持ち業務一覧
- 様式5 業務実施体制
- 様式6 見積書

※見積額の内訳書(各年度ごとに内訳がわかるもの)を添付してください。

関係書類

- ・財務諸表【最新決算年度のもの、写し可】
- ・納税証明書【本社の直近年度の国税(法人税・消費税)、都道府県税(事業税・都道府県民税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納のないことが確認できるもの)、令和5年7月31日以降に発行されたもの】

(4) 提出部数

- 7部(様式6及び関係書類については1部)
- ・様式2～5の書類をクリップ留め(ホチキス留め不可)したものを1部とする。

(5) 提案書の作成要領

提案書は次に定めるところにより作成し提出するものとする。また、「香取市佐原文化会館舞台・音響・照明操作業務委託仕様書」(公表資料3)に、業務の内容を整理しているので留意の上、作成すること。

①企画提案に必要な書類

ア 企画提案書

I 基本的な考え方

当該業務を行う上での基本的な考え方や、安全管理に対する考え方

II 舞台設備機構の運営管理

文化会館の舞台機構、舞台照明、舞台音響、映像等の設備・機器・備品の整備・操作及び管理、また活用方法についての考え方

III 各事業への対応

文化会館で行われる各種事業(合唱、合奏、ピアノコンサート、演劇、大会、講演等)への対応について考え方

IV 施設利用者への対応

施設利用者への接客並びに利便的な利用に向けた考え方

V 緊急時の対応

機器故障時や災害発生時の対応についての考え方

イ 業務実施体制(様式5)

業務責任者をはじめ、担当予定者の役職、氏名、専門分野、

現部門での従事期間及び主な業務実績を記載すること。

なお、本業務の期間内に他の同種業務を受託している場合、
催し等の日程が重複した際の技術員・交代要員の本業務への専任性を
証明する書類を添付すること。

- ウ 業務見積書(様式6)
- エ. 本要領及び香取市佐原文化会館舞台・音響・照明操作業務事業者
選定基準(以下「選定基準」という。)の内容を十分に考慮すること。
- オ. 記載の順序は、選定基準に示す審査項目の順番と一致させること。
ただし、審査項目と直接関係の無い内容(会社概要や独自のPR
等)を途中に挿入することは妨げない。
- カ. 専門的な用語は極力利用せず、わかりやすく平易な表現とすること。

10. 参加の辞退

提案審査会への参加を辞退しようとする者は、次の方法により辞退を行うこと。

- (1) 辞退期限
令和5年9月13日(水)午後3時まで
- (2) 辞退方法
参加辞退届(様式7)を香取市教育委員会生涯学習課佐原文化会館に予め電話連絡のうえ、持参すること。

11. 審査会

- (1) 開催日
令和5年9月20日(水)
(提案者が1者の場合でも審査を行う。)
- (2) 開催場所
香取市役所内
- (3) 提案方法
 - ア. 提案20分、質疑応答10分とする。
 - イ. 提案は、提案者が口頭にてプレゼンテーションを行うものとする。
 - ウ. 提案に参加できる人数は、最大3名とする。
 - エ. 応募者は、プレゼンテーションの実施中、スライド形式の資料(以下「プレゼン資料」という。)を会議室壁面へ投影することができる。

オ. プレゼンテーション時は、プロジェクターの使用を可とする。その場合は、プロジェクター、パソコン、データ及びUSBケーブル等必要なものを持参すること。

(4) プレゼン資料

ア. 提案書と同一内容とする。

イ. 専門的な用語は極力利用せず、わかりやすく平易な表現とすること。

ウ. 文字の大きさ及び背景とのコントラストについては、十分に視認できるよう配慮すること。

1 2. 選定方法

(1) 選定委員会において、提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を総合的に審査及び評価し、最も優れている参加者を選定する。

(2) 選定委員の平均点を算出し、得点の最も高い参加者を優先交渉権者として選定し、次点を第2交渉権者とする。ただし、評価点が60%に満たない場合は優先交渉権者として選定せず、再度提案等を募集することがある。

(3) 参加者が1者となった場合も審査を行う。審査の結果、評価点が60%に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

1 3. 審査方法

(1) 審査方法

「香取市佐原文化会館舞台・音響・照明操作業務事業者選定基準」のとおり

(2) 審査結果の通知日

令和5年9月下旬

(3) 通知方法

提案審査会審査結果通知書の郵送

1 4. 契約締結の交渉

優先交渉権者は本市と協議調整の後、仕様書の条件を満たしていることを確認できた場合、本業務に関わる契約を本市と締結するものとする。この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約とするため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、本市はこの契約を変更又は解除することができる。この場合において、事業者に不利益が生じたとしても、本市は責めを負わない。

15. 留意事項

- (1) 参加表明、質問回答及び提案（以下「提案等」という）に伴い生じた一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 参加表明は、1社につき1件のみ行うことができる。
- (3) 本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (4) 応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (5) 応募者が提出した書類は、返却しない。
- (6) 応募者は、提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (8) 応募者の責任において関係法令等を十分に確認すること。
- (9) 提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (10) 本市は、応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合、当該提案を無効とすることができる。
- (11) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合において、本要領に示す日程や時間を変更又は中止する場合がある。
- (12) (11)の場合において、応募者は異議を申し立てることはできない。また、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。
- (13) 審査内容及び選定委員の氏名については、公表しない。
- (14) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受けつけない。

16. 情報公開について

- (1) 事業者選定に係る情報については、香取市情報公開条例（平成18年香取市条例第15号）に基づき、公開することを原則とする。
- (2) 契約締結後、本市ホームページに以下の内容を掲載する。
 - ア. 業務名
 - イ. 受注者の氏名及び住所
 - ウ. その他必要な事項

17. 事務局

- (1) 名 称 香取市教育委員会生涯学習課佐原文化会館
(担当) 増田・角田
- (2) 所在地 〒287-0003

千葉県香取市佐原イ 2 1 1

(3) 電話番号 0 4 7 8 - 5 5 - 1 1 6 1 (直通)

(4) Eメール bunka.sa@city.katori.lg.jp